

令和5年度 指導監査実施方針

【乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター】

横浜市こども青少年局監査課

指導監査は、児童福祉施設における入所者の安全と適正な施設運営を担保するため、児童福祉法等の関係法令及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等に基づき実施しますが、指導監査を効率的かつ効果的に行うため、今年度は下記に定める重点事項を中心に実施します。

あわせて、前回監査での指摘事項の改善状況を確認し、改善が図られていない場合は継続的に実地指導を行い、改善の徹底を図ります。また、施設の運営について、重大な法令違反等の問題が発生した場合等は必要に応じて特別指導監査等を実施します。

【重点事項】

1 適正な施設運営の確保

- (1) 入所者の安全確保を図るため、安全計画の策定を含め、事故発生の防止に向けて施設全体で計画的に取り組んでいるか。また、通園や園外活動等で自動車を運行するときには、入所者の所在を確実に把握しているか。（児童家庭支援センターを除く。）
- (2) 事故発生時には原因究明を十分行い、職員間で共有し事故の再発防止策を講じているか。また、同様な事故が繰り返し発生していないか。
- (3) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員数が確保されているか。
- (4) 運営に必要な帳簿を整備しているか。また、入所者の状況を明らかにするために必要な事項を記録しているか。記載内容は事実及び実態に反していないか。
- (5) 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。職員の離職により、施設運営や入所者の処遇に影響が出ていないか。

2 入所者処遇の充実

- (1) 入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重しているか。施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
- (2) 入所者のための施設の設備や環境を整えているか。さらに保健的環境を維持しているか。感染症が発生しまん延しないよう、予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- (3) 入所者について自立支援計画を策定し、これに基づいた支援がされているか。また、実施した支援に関する効果を評価しているか。
- (4) 給食の献立は、変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な給与栄養量を含有し、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- (5) 食中毒を未然に防ぐために、調理従事者の衛生管理、食器・調理器具などの洗浄・消毒、食品の適正な温度管理など衛生管理に努めているか。
- (6) 入所者の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。

3 適正な会計処理の実施

- (1) 財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。また、経費の支出が、適正な証ひょう書類に基づき、施設運営に要する適切な用途に対するものとなっているか。
- (2) 措置費を原資とした、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金貸借が、年度内に清算されているか。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付を行っていないか。
- (3) 措置費、前期末支払資金残高、積立資産・積立金の弾力運用を行う場合は、その要件を満たし、限度額を超えていないか。
- (4) 当期末支払資金残高は、当該年度の措置費収入の30%以下の保有となっているか。